

藤枝市税条例の一部を改正する条例

藤枝市税条例（昭和 29 年藤枝市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第 3 7 条の 2 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 1 6 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 1 6 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 6 条の改正規定 令和 4 年 1 月 1 日

(2) 第 2 4 条第 2 項及び第 3 7 条の 2 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条の規定 令和 6 年 1 月 1 日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の藤枝市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。